

身体障害者手帳に係る医師の診断書の写しの提供事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を申請した者等から、当該申請に添付した医師の診断書の写しの提供を求められた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(診断書)

第2条 市長に写しの提供を求めることができる診断書は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付の申請の際に、申請書に添えて市長に提出した医師の診断書であって、市が保有しているものとする。

(請求者の資格)

第3条 診断書の写しの提供を求めることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき、市長に対し、診断書を添えて身体障害者手帳の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）本人
- (2) 申請者の法定相続人（申請者が死亡している場合）
- (3) 前2号に掲げる者の法定代理人
- (4) 前3号に掲げる者から委任を受けた者

(請求)

第4条 診断書の写しの提供の求め（以下「請求」という。）は、市長に対し、診断書写し請求書（別記第1号様式）の提出および次の各号に掲げる請求する者の区分に応じ、当該各号に定める書類の提示または提出をして行うものとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに掲げる者 その者であることを証する書類の提示
- (2) 前条第4号に定める者 委任状（別記第2号様式）の提出および委任を受けた者であることを証する書類の提示

(写しの提供)

第5条 請求があつた場合において、市長は、診断書の写しを提供することと決定したときは請求した者に別記第3号様式の通知書により通知するとともに当該診断書の写しを交付するものとし、提供しないことと決定したときは請求した者に別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第2号様式

委任状

年 月 日

函館市長 様

委任者 住所
氏名

私は、 に係る 年 月 日付け身体障害者手帳
の交付申請に添えて提出した診断書の写しの請求を、次の者に委任します。

受任者 住所
氏名

別記第3号様式

診断書の写しの提供（不提供）決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで請求のあった診断書の写しの提供について、
次のとおり提供する（しない）ことと決定したので通知します。

- 1 身体に障害のある者の氏名
- 2 提供の方法
（提供しない理由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

問い合わせ先

電話